指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18096	スズキ　DAA－MR41S	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地
18097	マツダ　DAA－MS41S	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18090	BMW　DBA－XMJCW	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号

○国土交通省告示第七百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18091	メルセデス・ベンツ CBA－190378	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号

○国土交通省告示第七百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月十五日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18092	メルセデス・ベンツ CBA－205087	メルセデス・ベンツ日本株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号
18093	メルセデス・ベンツ CBA－205086	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月二十一日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18098	スズキ　DBA－HE33S	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第七百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月二十二日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18102	BMW　LDA－2E20	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
18103	BMW　DBA－2D20	〃	〃
18104	BMW　DBA－2D15	〃	〃
18105	BMW　LDA－2C20	〃	〃

○国土交通省告示第七百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十七年四月二十二日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十七年六月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
18099	アウディ　DBA－8XCHZ	アウディ　ジャパン株式会社	東京都品川区北品川4丁目7番35号
18100	アウディ　DBA－8XCZC	〃	〃
18101	アウディ　DBA－8XCZE	〃	〃

○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年六月二十二日の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒　北緯三七度〇二分一一秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒　東経一三五度三九分四九秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年六月十八日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十七年六月二十四日及び同月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。